令和4年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出のあった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

市町村分

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[総括

総括的事項

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	新規	京都市 (京都府)	小規模市町村に有利な算定 方法の見直し	指定都市に対する財源配分が相対的 に不利となっているため、小規模市町 村に有利な算定方法を見直すこと。	一部採用する。 大都市特有の財政需要については、教職員の給与負担事務など指定都市に移譲された事務に係る需要額の割増し、消防費や清掃費等について、第合に応われる。 令和4年度算定においている社会保管関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。
2	(省)	新規	球磨村(熊本県)	令和2年7月豪雨による令和2年国勢調査人口減少への対応	のとは言い切れず、令和2年7月豪雨 からの創造的復興を進めるにあたり、 財源不足による復興の遅れを招く虞も	難している住民の復帰に伴う需要や、避難中であっても必要な建物の修繕・維持管理等の需要が生じることから、令和2年国調人口を用いる令和4年度以降の算定における人口について特例措置を講じ

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[消防費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	新規	会津若松市 柳津町 古殿町 (福島県)	「用奶団貝の報酬寺の基 進」を映すった当時団活動	向けて検討を要請されている消防団員 の報酬等の見直しを踏まえた算定を 行っていただきたい。	採用する。 「非常勤消防団員の報酬等の基準」において団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえ、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を的確に算定に反映できるよう、「人口」に応じた算定から、各市町村における「標準額支払団員数」に応じた算定に変更することとした。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

消防費

_						
番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	継続	上越市(新潟県)	消防費(非常備消防費に係 るもの)の算定の見直し	おこれに多額の経貨を安しているが、 基準財政需要額は団員数に応じた算定	採用する。 「非常勤消防団員の報酬等の基準」において団員階級の年額報酬の標準額が36,500円と定められたことを踏まえ、各市町村の年額報酬等に係る財政需要を的確に算定に反映できるよう、「人口」に応じた算定から、各市町村における「標準額支払団員数」に応じた算定に変更することとした。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	継続		道路除排雪経費の実態に見 合った寒冷補正係数の引上 げ	道路橋りょう費(面積)の積雪度に 係る寒冷補正における「種地により乗 じる数」及び補正率を引き上げ、道路 の除排雪経費の算入不足の解消を図る こと。	一部採用する。 寒冷補正のうち積雪度による補正に係 る補正率については、除排雪に要する経 費の実態等を踏まえ、見直しを行ってい る。
6	(省)	新規		地域の状況を踏まえた積雪 度級地の設定	積雪度級地区分について、現行では 市町村累年平均積雪積算値により定め られているが、市町村における山林の 有無等の地理的状況や生活圏域におけ る積雪量(人口分布等を用いて算出) を考慮した算定方法に見直しをすべき と考える。	以下の理由により採用しない。 級地区分の決定に用いる累年平均積雪 積算値は、気象庁の観測データと標高差 等の地形因子との関係を表す算式を用い て算出している。また、積雪度の級地区 分の決定にあっては、個別の地方団体の 除排雪経費の状況等を加味している。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

「 道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	(省)	継続	新潟市 (新潟県)	道路除排雪経費の実態に見 合った寒冷補正係数の引上 げ	普通交付税における寒冷補正のうち 積雪度は、過去20年間のデータに基 雪度は、過去20年間のデータに基 電区分が設定されており、近年のの の増大が反映され難いものと単 が反映されれ難いものと単 が反映されれては、10年 第電量は増加しま が放ってが が大きいもの が大きいもの が大きいもの が大きいもの が大きいもの が大きいもの におり、 が大きいもの で単 が大きない で が に が に が に が に が に が に が に が に お が に お が に お が に お が に お が に お が に お が に お が に お が に に が に に が に に に が に に に に に に に に に に に に に	一部採用する。 寒冷補正のうち積雪度による補正に係 る補正率については、除排雪に要する経 費の実態等を踏まえ、見直しを行ってい る。
8	(省)	新規	川呵巾 / 抽本川旭)	指定都市の道路橋りょう費 算定における維持補修費の 適切な反映	指定都市の道路損傷に対する財政需要 を適切に反映するため、24時間平均交 通量を用いた種別補正の算定をお願い したい。	以下の理由により採用しない。 「全国道路・街路交通情勢調査」において、市町村道は、原則、調査対象とれてておらず、対象となっておる政令指定都市の一部の市道に係る調査結果を交付税算定の指標とすることは不適り、補正係数の設定は困難である。また、統計の調査項目等は、各統計の所管省庁において判断されるべきものである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

下水道費

水道費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	継続	甲賀市 (滋賀県) 滋賀県	本費対策)に係る30年未満	策)に係る30年未満要件について、 「下水道財政のあり方に関する研究 会」報告のとおり、廃止を含めて見直	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の 見直しを検討しているところであり、こ の内容を踏まえ、交付税措置を検討して いく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

小中学校費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	新規		祝子援助貨に係る基準財政 需要額の算定	準要保護児童及び生徒に係る就学援助費について、新たな密度補正係数の創設等により、就学援助受給率の差を 考慮した算定方法となるよう見直していただきたい。	以表検討する。 以表検討する。 準理由により採用しないが、引きを を受ける。 準要は、当時の関係を対しては、 を受けるのがでは、 を受けるのがでは、 を受けるのがでは、 を受けるのがでは、 をでは、 のがでは、 はい、 のがでは、 はい、 のがでは、 のがでは、 のがでいる。 にでは、 のがでいる。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

生活保護費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)	新規	川崎市 (神奈川県)	密度補正の住宅扶助や医療 扶助(入院)に対する補正 係数の新設	住宅扶助や医療扶助(入院)に対す る補正係数の新設をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費にの各技助費における当該年度の各を基価を当たける当時のを基価を当れて、 生活保護者の利益をは、 では、大力のをは、 を基価を担いては、 を基価を担います。 を表述では、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 のでは、

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

生活保護費

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	継続	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助費 の全額算入	かる地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価について各団体の実績単価を反映すること。 ・生活保護費において過大・過少分を	一部採用する。 生活保護費における扶助費については、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者一人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定したうえで、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

生活保護費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
13	(省)	継続	大阪市 (大阪府)	密度補正の医療扶助に用いる基礎数値の見直し	被保護者調査「第11表 医療費の審 査及び決定」のうち「支払確定件数 (レセプト)」を、平成28年度より個 人ごとに固定化されている受給者番号 を用いて「人」ベースに名寄せするこ とで、省令に合致した「経費を負担し た実人員」を算出し、新たな基礎数値 として用いること。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における共動のとこのの各基価を 生活の予護者でののというでの名を基価を 生活ののののでででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

社会福祉費

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
14	(省)	新規	多摩市 (東京都)	社会福祉費の児童手当支給 対象者数(地方公務員)に 係る一部事務組合構成市の 按分根拠	社会福祉費の児童手当支給対象を では教員)についてはなくとといる事務はたいでは数値組合のの の関連を国勢調査をのののではのではののではののではのでは、 では、対象ののでは、対ののでは、 では、対ののでは、対ののでは、対ののでは、 でのの場合のでは、対ののとのでは、 での場合のでは、対ののとのでは、 での場合のでは、 での場合のでは、 でのの場合ののののでは、 でのの場合ののののでは、 でのの場合ののののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でのののののでは、 でののののでは、 でのののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でののののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でのののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でののでは、 でのでは、 でののでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	採用する。 按分に用いる数値については、当該組合を構成する各市町村の長が協議して定め、総務大臣の承認を受けた率により按分した児童数とする。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(省)	新規	省川県 (17市町)	子育てのための施設等利用 給付に係る基準財政需要額 の算定	帳」に記載された前年度10月分の「施 設等利用費支給額」ではなく、「前年	一部採用する。 「支弁台帳」に記載された前年度10月 分の「施設等利用費支給額」から、「施 設等利用給付支弁台帳」に記載された前 年度の「施設等利用費支給額」の総額に 基礎数値を変更する。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

社会福祉費

J

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
16	(省)	継続	大大尼兵那神 () () () () () () () () () () () () () (児童扶養手当の密度補正の 見直し	事務であり、国の基準に基づいて宝国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものである。 従って、地方負担額については、算定の簡素化や財政需要の明確化の観点	以下の理由により採用しないが、引き 続き検討する。 児童扶養手当に関する密度補正はの変要は 一体の改善を適りによりでは、変要、よっては、変要、よってはの場合の必になりででは を適切のでは、は、変要、よっては、できるのがです。 を適切のでは、は、ででは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、は、できるのでは、は、いく、できないでは、いくでは、いくでは、いくでは、いくでは、いくでは、いくでは、いくでは、い

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

社会福祉費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(省)	新規		児童扶養手当の受給割合に 応じた密度補正への見直し	社会福祉費における児童扶養手当に ついて全部受給・一部受給の割合に応 じた密度補正を講じることにより、全 自治体における負担額を適切に基準財 政需要額に算入していただきたい。	以下の理由により採用しない。 普通交付税の基準財政需要額は、それ ぞれの基準財政主のである。 を開始を開始を開始を開始を開始を である。 でのは、 のの。 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 のの。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

[保健衛生費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
18	(省)	継続	化脱巾	付税措置に係る補正係数の 創設について	指定難病の特定医療費について、多額の質える兄親を生じているため、人	以下の理由により採用しないが、引き により採用しないが、引き を検討する。 普通交付税の基準財政需要額は、、そ、特 でがの基準財政を関連なる。 普通交付税の基準財政をのであるのがである。 でありまるのであるのであるのがである。 を変する経費をであるのが、はののではのでである。 とではのではのではでのではでのではでではでではでででででででででででででででで

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

保健衛生費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(省)	継続	札幌市 (北海道)	このける地域の美態を踏ま えた算定	公賃負担額総額やレゼフト件数、支結認定件数には大きな格差があり、多額の算入過不足が生じているため、統計数値を用いた補正を行うべき。	以下の理由により採用しないが、引き により採用しないが、 ではなる。 一で付えの基準財政を関係を 一でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、 でが、

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[**保健衛生費**]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
20	(省)	継続	美唄市 (北海道) 小田原市 (神奈川県)	公立病院の施設整備に関する措置の見直し	公立病院の施設整備に係る交付税措 置について、近年、労務単価や建設単 価が上昇していることを踏まえ、交付 税対象建築単価の見直しをすべきと考 える。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を 踏まえ、交付税措置の対象となる建築単 価の上限を引き上げることとする。
21	(省)	継続	滝川市 (北海道)	地方公営企業等職員(病院 事業)に係る基礎年金拠出 金の公的負担に係る補正係 数の創設	地方公営企業等職員(病院事業)に係る基礎年金拠出金の公的負担に関する措置について、令和2年度に特別交付税から普通交付税へ制度変更されたところ。 制度変更により、措置額が減額し、市の実負担額との乖離額が増加したため、補正係数を創設するなど実態に即した算定方法にすべきと考える。	交付税措置に移行した病院事業の職員に 係る基礎年金拠出金に係る経費について は、密度補正 I における市町村立病院算 定病床数に係る単価の設定に当たり適切

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

[**保健衛生費**]

				T		
番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(省)	新規	京都市(京都府)	保健所体制の強化に係る財政需要の適切な反映	「保健所の恒常的な人員体制強化」に 係る措置がなされているものと承知し エンス 一方で 今後の感染症発生時	採用する。 「保健所の恒常的な人員体制強化」のの大人員体制強化」のの人員体制強化」のの人員体制強化、衛生費において、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では

23

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

普通交付税

市町村分

需要

番号 改正事項 新規・継続

(省)

継続

保健衛生費

要額算入

団体名

宝塚市

(兵庫県)

事項名 意見の内容 処理の方針(案)

一部採用する。 市町村立病院事業に係る基礎年金拠 出金に係る公的負担に要する経費及び 公立病院の設置運営に要する経費のう 共済追加費用の負担に要する経費につ ち一般会計で負担すべき経費について 市町村立病院事業の運営に は、適切に地方財政計画に計上してお 要する経費のうち特別交付 り、その一部について地方交付税措置を 交付税での措置へと替わったにも関わ 税からの振替分の適正な需 講ずることとしている。今後とも、地方 り、病床当たり普通交付税措置額が減 財政計画の歳出に計上した病院事業に対 少していることから、病床当たり単価 する繰出金について、その内容を踏ま の増額を求める。 え、普通交付税により適切な算定を行っ ていく。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
24	(省)	新規	小樽市 (北海道)	療養給付費に係る基準財政 需要額の適正な算入	後期高齢者医療制度における療養給付費について、基準財政需要額と市町村負担額に乖離が生じているため、密度補正を新設する等、実態に即した算定方法にすべきと考える。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を 算定するものであり、制度に基づかな い、様々な要因により発生している地域 差を算定に反映することは困難である。
25	(省)	継続	大阪市 (大阪府)	老人医療費(後期高齢者医 療事業会計等に係るもの) の単価差を反映する密度補 正の新設	老人医療費の単価差が生ずる原因は 一様ではないと思われるが、更に高齢 化が進み、今後対象者数が増加してい くことを考慮したうえで、決算額と交 付額の乖離が縮減されるようより適切 な措置を検討いただきたい。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を 算定するものであり、制度に基づかな い、様々な要因により発生している地域 差を算定に反映することは困難である。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

高齢者保健福祉費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	新規	尼崎市 (兵庫県)	価差を反映する密度補正の新	後期高齢者医療給付費負担金の決算額と基準財政需要算入額との乖離を是正するため、医療費単価との相関関係のある10万人当たりの医療機関数による密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額は標準的な財政需要を 算定するものであり、制度に基づかな い、様々な要因により発生している地域 差を算定に反映することは困難である。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

清掃費

				月前其		
番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(省)	継続		の算入単価の引上げ	入湯客1日一人あたりのごみ排出量 は住民1日一人あたりのごみ排出量よりも相当多く、実際の決算額と基準財 政需要額との間に大きな乖離が生じている。 観光地では、地域のごみ総排出量やいるが応したインフラとして処理施設では、地域のご外継事では、 対応したインフラとして処理施設やこと 集運搬体制を整備する必要がある、観光 地の実態に即して上げて頂きたい。	一部採用する。 清掃費においては、密度補正Ⅱにより 観光地における財政需要を反映している とこの1年度算定において空間で で密度が新型においるのよとの が新型していると考認にといる をでのよりかに が新型していると対していると を対していると対したとの においる対した。 の入湯を引き続き用いることとした。
28	(省)	継続		観元が国の推進に関する別 政需要の適切な反映 「清掃弗・商工行政弗・地	商工行政費の需要額には、観光地に 係る財政需要が算入されているが、観 光客数を指標とした算定にはなってお らず、観光地特有の財政需要が適切に 反映されていないため、観光統計の整 備等、基準財政需要額の算定に活用可 能な全国的かつ客観的な指標(統計) の整備に努めること。	以下の理由により採用しない。 統計の調査項目等は、各統計の所管省 庁において判断されるべきものである。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
29	(省)	継続		外国青年招致人員の対象範 囲の見直し	年が着任するまでの期間を補完して指導を行う者等を、経費負担も勘案の上、活用している実態がある。 上記実態に鑑み、交付税措置の対象範囲をJETや姉妹都市協定、首長間交流協定を活用しない場合に拡大する	いて任用される外国語指導助手(ALT)については、地域社会における国際交流と諸外国との相互理解を増進するという役割に着目して措置を行っているものであることから、これら以外の任用については対象外としている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要]

地域振興費

番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(省)	新規	熊本県	人口増加団体に適用される 人口急増補正の拡充	県内の人口増加4団体はいずれも人口増加が著しく、人口の伸長とともに増大する財政需要が負担が年々大きくなっている。現行の人口急増補正では全国平均の増加率相当分が算定されず、増大する財政需要との乖離が大きいため、当該補正の拡充をお願いしたい。	以下の理由により採用しない。 人口が急激に増加する地方団体にあっては著しい財政需要の増加があると考えられることから、増加団体の平均増加率を上回る地方団体について、人口急増補正の対象としている。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

公債費

番号	改正事項	新規•継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(省)	新規	横須賀市 (神奈川県)	の算定に伴う、後年度の公 債費(臨時財政対策債償還	後年度の公債費(臨時財政対策債償 還費)の算定においては、令和3年度 再算定における臨時費目「臨時財政対 策債償還基金費」の算定額に係る利子 相当額を適切に措置していただきた い。	採用しない。 臨時財政対策債償還基金費は、令和3年度の臨時財政対策債の償還財源の一会を予め措置するものであることか対策債の場別とから、の元利償還金相当額を算定する「臨時財政対策債償還費」については、基金費と、で令和3年度に措置した額において和4年度以降、基準財政需要額において和4年度以降、基準財政をある。

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

臨時財政対策債

22 (省) 継続 名古屋市 (受知県) 大阪府 (広島県) 上京 (広島県) 上京 (広島県) 上京 (広島県) 上京 (広島県) 上京 (広島市 (広島県) 上京 (広島市 (広島県) 上京 (広島市 (広島市 (広島県)) 上京 (広島市 (広島県) 上京 (広島市 (広島県) 上京 (広島市 (広島県)) 上京 (広島市 (広島県) 上京 (大阪府 (広島県) 上京 (大阪市 (広島県)) 上京 (大阪市 (広島県) 上京 (大阪市 (広島県) 上京 (大阪市 (広島県)) 上京 (大阪市 (大阪市 (大阪市 (大阪市 (大阪市 (大阪市 (大阪市 (大阪市	番号	改正事項	新規·継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	32	(省)	継続	(愛知県) 大阪市 (大阪府) 広島市		整機能を強化するという観点から、財政力に応じた補正はやむを得ないと考えるが、財政力指数の高い団体にあっても、依然として厳しい財政運営を強いられているため、補正係数の算出にあたっては配慮していただきたい。	続きたいているでは、大きないのによったは、大きないのにはいるが、大きないのには、いいないが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きな

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[市町村分]

[需要

臨時財政対策債

番号 改正事項 新規・継続 団体名 事	項名 意見の内容	処理の方針(案)
33 (省) 継続 阿南市 臨時財政対策の算定方法の	賃債発行可能額 │て、財政力指数の高い団体へ過度に傾	時報を 明しないが、 の理する の理する にはつしいのには のので のので